

吸收分割に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書類)

2023 年 8 月 1 日
東宝株式会社

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸收分割会社の事前開示書類)

2023 年 8 月 1 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
東宝株式会社
代表取締役社長 松岡 宏泰

東宝株式会社(以下「当会社」といいます。)は、TOHO Global 株式会社(以下「吸收分割承継会社」といいます。)との間で締結した 2023 年 7 月 20 日付吸收分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2023 年 10 月 1 日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、当会社の国際部が営む事業に関して有する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

(1) 株式の数に関する事項

本件分割に際して、吸收分割承継会社は、普通株式 800 株を発行し、当会社に対して、本件承継権利義務の対価として、その全てを交付いたします。本件分割に際して交付される株式の数については、当会社が吸收分割承継会社の完全親会社であることを勘案して、当会社及び吸收分割承継会社の協議により決定したものであり、相当であると判断いたします。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する吸收分割承継会社の資本金及び準備金の額は、0 円といたします。これは、吸收分割承継会社の財務状況等の諸事情を総合的に考慮した上で会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

す。

3. 本件効力発生日に全部取得条項付種類株式の規定による株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の会社法第171条第1項又は同法第454条第1項の決議に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容(会社法施行規則第183条第4号イ)

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第4号ハ)

該当事項はありません。

6. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ)

該当事項はありません。

7. 本件分割の効力発生日以後における当会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(当会社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 当会社の債務の履行の見込みに関する事項

当会社の2023年2月28日現在の貸借対照表における資産の額は452,034百万円、負債の額は152,939百万円です。そして、本件分割に際して、当会社から吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は、約15,599百万円(2023年2月28日現在における想定額)、負債の額は約96百万円(2023年2月28日現在における想定額)であり、いずれも資産の額は負債の額を上回っております。なお、上記時点以降本日に至るまで、当会社の資産及び負債並びに当会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動をもたらす事象は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

また、本件分割後の当会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

したがって、本件効力発生日後における当会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の2023年7月20日現在の貸借対照表における資産の額は10百万円、負債の額は0円です。そして、本件分割に際して、吸収分割承継会社が当会社から承継する予定の資産の額は、約15,599百万円(2023年2月28日現在における想定額)、負債の額は約96百万円(2023年2月28日現在における想定額)であり、承継する資産の額は承継する負債の額を上回っております。なお、上記各時点以降本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに吸収分割承継会社が当会社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

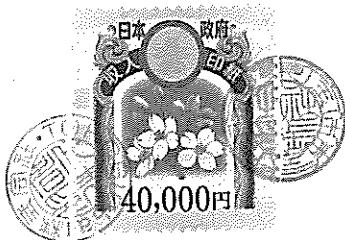
また、本件分割の効力発生後においても、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

したがって、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

(別紙 1)

吸收分割契約書



吸收分割契約書

東宝株式会社(以下「甲」という。)及び TOHO Global 株式会社(以下「乙」という。)は、甲の本事業(第 1 条において定義する。)に関する甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割(以下「本吸收分割」という。)について、以下のとおり吸收分割契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸收分割)

甲は、本契約の定めに従い、吸收分割の方法により、本効力発生日(第 6 条において定義する。)をもって、甲の国際部が営む事業(以下「本事業」という。)に関する承継対象権利義務(第 3 条第 1 項において定義する。)を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条 (吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所)

本吸收分割における吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号：東宝株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号

(2) 吸收分割承継会社

商号：TOHO Global 株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号

第 3 条 (本吸收分割により承継する権利義務)

1. 本吸收分割により甲から乙に承継される権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免費的債務引受の方法による。

第 4 条 (本吸收分割の対価)

乙は、本吸收分割に際して、普通株式 800 株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり甲に交付する。

第 5 条 (資本金及び準備金等の額)

本吸收分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、0 円とする。

第6条 (効力発生日)

本吸收分割が効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2023年10月1日とする。但し、本吸收分割の手続遂行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第7条 (本契約の承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸收分割を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認(会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を得る。

第8条 (本吸收分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときその他本吸收分割の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙は協議し合意の上、本吸收分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じた事項については、誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って決定するものとする。

[本頁以下余白]

以上を証するため、本契約書1通を作成し、各当事者が記名捺印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2023年7月20日

甲： 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 松岡 宏泰



乙： 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
TOHO Global 株式会社
代表取締役社長 植田 浩史



別紙

承継権利義務明細表

1. 資産

本吸收分割により、乙が甲から承継する資産は、本効力発生日において本事業に属する以下の資産とする。

(1) 流動資産

現金及び預金、棚卸資産、立替金、仮払金

(2) 固定資産

① 有形固定資産

工具・器具備品

② 投資その他の資産

(ア) 繰延税金資産

(イ) 甲が保有する以下に掲げる会社が発行する株式又は当該会社に対する持分若しくは出資金の全て

(i) Toho International, Inc.

(ii) 東寶影業有限公司

2. 債務

本吸收分割により、乙が甲から承継する債務は、本効力発生日において本事業に属する以下の債務(但し、不法行為によって生じた甲の債務は除く。また、契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務の承継については、本別紙第3項及び第4項において別途定めるとおりとする。)とする。

(1) 流動負債

未払金、未払費用、預り金

(2) 固定負債

繰延税金負債

3. 契約(雇用契約を除く)

本吸收分割により、乙が甲から承継する契約上の地位及びこれに基づく権利義務は、本効力発生日において本事業に属する業務委託契約、秘密保持契約、取引基本契約、甲グループ内のライセンス契約のうち、甲及び乙が本契約締結日までに別途合意した契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務とする。

4. 雇用契約

本吸收分割により、本事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は承継しない。

5. その他

承継対象権利義務の詳細については、2023年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに本効力発生日までの増減を調整して確定する。

以 上

[本頁以下余白]



(別紙 2)

TOHO Global 株式会社
会社成立日における貸借対照表の内容

TOHO Global 株式会社
会社成立日現在の貸借対照表

資産の部	負債の部
流動資産 現金預金 流動資産合計	流動負債 0 円 固定負債 0 円
固定資産 繰延資産	負債の部合計 0 円
	純資産の部
	株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 株主資本の部合計 評価・換算差額等 新株予約権
資産の部合計	純資産の部合計 10,000,000 円 負債及び純資産の部合計 10,000,000 円
10,000,000 円	